

令和 2 年第 5 回
箕面市農業委員会総会会議録
令和 2 年 5 月 15 日（金）

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和2年5月15日（金）
午後1時30分から午後2時2分まで

2. 出席委員（13名）

1番	阪本 喜代治	2番	二石 博昭	3番	神代 繁近
5番	西田 茂信	7番	清水 哲朗	9番	稻垣 恵一
10番	小路 一男	12番	北田 榮次	15番	神田 隆生
16番	仲野 良次	17番	佐茂 仁士	18番	大住 勝
21番	上田 春雄				

3. 欠席委員 4番 乾 敏雄 6番 稲野 実 8番 笹川 悅子
11番 辻元 利治 13番 野口 博史 14番 加藤 博一
19番 松井 正義 20番 橋本 正

4. 会議録署名委員 9番 稲垣 恵一 10番 小路 一男

5. 出席事務局職員

事務局長 本田 敦、局長代理 佐治 功、グループ長 松本 雅治
主任 辻岡 昌樹、中井 正美

6. 議事日程

第34号議案 相続税納税猶予に関する適格者証明書発行の件
第35号議案 農用地利用集積計画の作成の件
第36号議案 農用地利用集積計画の作成の件
第37号議案 農用地利用集積計画の作成の件
第38号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第四条第三項の事業計画
の決定の件
報告第23号 農地等状況報告の件

令和2年第5回箕面市農業委員会総会

(開会 午後1時30分)

議長 それでは定刻がまいりましたので、ただ今から令和2年第5回箕面市農業委員会総会を開会いたします。

座らせていただいて、進行させていただきます。

この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に総会及び部会の会議は、公開する旨規定されており、傍聴の希望があれば原則入室の許可をするものといたします。

事務局 希望者はございません。

議長 次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。

事務局 出席状況をご報告いたします。

本日は、委員21名中、出席委員は13名、加えて、乾委員、稻野委員、笹川委員、辻元委員、野口委員、加藤委員、松井委員、及び、橋本委員の8名から委任状の提出がございます。

従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。

議長 それでは日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 それでは、9番の稻垣委員さん、10番の小路委員さんにお願いいたします。

議長 次に、日程第2、第34号議案、相続税納税猶予に関する適格者証明書発行の件を議題といたします。

事務局 本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局 ただいま議案となりました第34号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料は、1ページからでございます。

被相続人の住所は [REDACTED]、氏名は [REDACTED] 氏、職業は [REDACTED]
[REDACTED]、所有面積は [REDACTED] 平方メートルです。

相続人の住所は [REDACTED]、氏名は [REDACTED] 氏、職業は [REDACTED]
[REDACTED]、生年月日は [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日、相続開始年月日は [REDACTED] 年 [REDACTED] 月
[REDACTED] 日、適用面積は [REDACTED] 平方メートルの内 [REDACTED] 平方メートル、
被相続人との続柄は [REDACTED] です。

適用農地につきましては牧落 [REDACTED]、地目は台帳、現況ともに田、
面積は [REDACTED] 平方メートルの内、 [REDACTED] 平方メートル 農小屋あり
で、生産緑地となっています。

事務局
議長
清水委員

以上、第34号議案のご説明とさせていただきます。
本件につきまして、清水委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。
第34号議案につきまして、調査内容を報告いたします。

申請地の場所は、[]から[]を[]へ約[]メートル行ったところの交差点を、[]に約[]メートル行ったところの[]側の農地です。
申請人の[]氏は、[]年[]月[]日に、耕作者であった[]の[]氏を亡くされ、このたび、相続された農地について、引き続き農業経営をされることから申請されるものです。

[]氏は現在[]歳で、従前から家族で農業経営に携わってこられ、年に60日ほど農作業に従事されています。

耕作に必要な農機具も完備されており、今後も引き続いて農業経営に努められるものと思われます。

なお、耕作する旨の誓約書も添付されておられますので、相続税の納税猶予の適格者証明書の発行には、問題ないものと思われます。

以上、第34号議案の調査内容の報告とさせていただきます。

議長
全委員
議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします
ないようござりますので、本件につきまして原案どおり承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

異議なし。

ご異議がないようござりますので、本件につきまして、原案どおり承認することに決定いたします。

次に、日程第3、第35号議案、農用地利用集積計画の作成の件を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

ただいま議題となりました第35号議案、農用地利用集積計画の作成の件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、箕面市長より農用地利用集積計画の作成について諮問がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委員会の意見を求められたものです。

議案書1ページ、参考資料3ページからでございます。

申請地は新稻[]、地目は台帳・現況ともに畠、面積は[]平方メートルです。

申出者借り手は[]、[]氏、職業は[]です。

申出者貸し手は[]、[]氏、設定する利用権の種類は使用貸借権（解除条件付き）、設定期間は告示の日から令和5年9月30日までです。

以上、第35号議案のご説明とさせていただきます。

議長
稻垣委員

本件につきまして、稻垣委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。
第35号議案につきまして、調査内容を報告いたします。
申請地は、箕面池田線の [] の交差点から [] に約 [] メートル程行ったところの [] 側にある農地です。

貸し手の [] 氏は、除草で手一杯となっていたこの農地を貸し出されるものです。

借り手は、 [] にお住まいの [] 氏で、職業は [] です。

[] 氏は、 [] で5年間、農作業に従事しており、この度、自身で農業を行うため、利用権の設定を受けようとするものです。

耕運機をお持ちで、農地まで車で10分程度、年に150日ほど、農業に従事され、にんじんやかぼちゃなどの栽培を計画されています。なお、水は、水道を利用されます。

農作業歴も十分にあり、申請農地において問題なく農業を行っていくものと思います。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているので許可できるものと考えます。

以上で調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

全委員長

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、箕面市長あて答申いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

異議なし。

ご異議がないようでございますので、本件の農用地集積計画の作成の件につきましては、問題ないものとして、箕面市長に答申することに決定いたします。

事務局

次に、日程第4、第36号議案、農用地利用集積計画の作成の件を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

ただいま議題となりました第36号議案、農用地利用集積計画の作成の件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、箕面市長より農用地利用集積計画の作成について諮問がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委員会の意見を求められたものです。

議案書1ページ、参考資料5ページからでございます。

申請地は新稻 [] 、地目は台帳田現況畠、面積は [] 平方メートルです。

申出者借り手は [] 、 []
[] 氏、職業は [] です。

事務局

申出者貸し手は、[REDACTED]、[REDACTED]氏、設定する利用権の種類は賃借権（解除条件付き）、設定期間は令和2年6月1日から令和5年9月30日までです。

議長
稻垣委員

以上、第36号議案のご説明とさせていただきます。

本件につきまして、稻垣委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

第36号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、箕面池田線の[REDACTED]の[REDACTED]の交差点から[REDACTED]に約[REDACTED]メートル程行ったところの[REDACTED]側にある農地です。

申請地におきましては、現在、借り手の[REDACTED]

[REDACTED]氏が利用権設定を受け、耕作をされています。

この度、5月末で期間満了を迎えるにあたり、貸し手の[REDACTED]氏、借り手の[REDACTED]氏の両名から継続の希望がありましたので、この度、改めて利用権の設定を行うものです。

農機具は耕運機をお持ちで、申請農地について、引き続き、問題なく農業を行っていくものと思います。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているので許可できるものと考えます。

以上で調査内容の報告を終わりります。

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようございますので、本件につきましては、問題ないものとして、箕面市長あて答申いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

異議なし。

ご異議がないようでございますので、本件の農用地利用集積計画の作成の件につきましては、問題ないものとして、箕面市長に答申することに決定いたします。

次に、日程第5、第37号議案、農用地利用集積計画の作成の件を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

ただいま議題となりました第37号議案、農用地利用集積計画の作成の件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、箕面市長より農用地利用集積計画の作成について諮問がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委員会の意見を求められたものです。

議案書2ページ、参考資料7ページからでございます。

申請地は栗生間谷西[REDACTED]、地目は台帳・現況ともに畠、面積は[REDACTED]平方メートルです。

申出者借り手は[REDACTED]号、[REDACTED]氏、職業

事務局

は [REDACTED] です。

申出者貸し手は、[REDACTED]、[REDACTED] 氏、設定する利用権の種類は賃借権・解除条件付き、設定期間は告示の日から令和5年9月30日までです。

以上、第37号議案のご説明とさせていただきます。

本件につきまして、仲野委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

第37号議案につきまして、調査内容を報告いたします。

申請地の場所は、栗生間谷西の [REDACTED] から [REDACTED] に約 [REDACTED] メートル程行ったところの [REDACTED] 側にある農地です。

貸し手の [REDACTED] 氏は、除草で手一杯となっていたこの農地を貸し出されるものです。

借り手は、[REDACTED] にお住まいの [REDACTED] 氏で、職業は [REDACTED] です。

[REDACTED] 氏は、国版認定農業者である [REDACTED] にて半年ほど農業の研修を受け、大阪府の準農家候補になられており、この度、独立して農業を始めるため、利用権の設定を受けようとするものです。

農機具は耕運機をお持ちで、農地まで車で5分程度、年に150日ほど、農業に従事されるとのことです。

キャベツやじゃがいもなどの栽培を計画されており、水については、雨水を利用されます。

農作業についての知識も十分にあり、申請農地について問題なく農業を行っていくものと思います。本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているので許可できるものと考えます。

以上で調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、

問題ないものとして、箕面市長あて答申いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員
議長

異議なし。

ご異議がないようでございますので、本件の農用地利用集積計画の作成の件につきましては、問題ないものとして、箕面市長に答申することに決定いたします。

議長

次に、日程第6、第38号議案、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の事業計画の決定の件を議題といたします。

本件につきまして、加藤委員が本日欠席のため、事前に加藤委員の了解を得ておりますので、事務局から調査内容の報告をさせたいと思いますが、ご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

それでは、事務局から議案の説明と調査内容の報告をお願いします。
まず、本件につきましては、当委員会としては初めての案件になります
ので、議案に入ります前に、制度について、簡単にご説明申し上げます。

お手元にお配りしています、緑色のパンフレットをごらんください。

本件は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく、都市農地、いわゆる生産緑地の貸し借りの内容となっています。

パンフレットを1ページめくっていただいた、見開きのページですが、平成30年6月に法律が成立し、平成30年9月に都市農地貸借円滑化法が施行され、これによって生産緑地の貸し借りがしやすくなりました。

特徴としましては大きく2つあり、左上のやまぶき色でマーカーされているところですが、先ず1つ目としては、この法律に基づく貸し借りについては、農地法の法定更新、いわゆる契約の自動更新が適用されず、契約期間が終了すれば農地が所有者に返却されます。そして、2つ目は、相続税の納税猶予の適用を受けたまま、生産緑地を貸すことができることです。

手続きとしては、パンフレットの1自ら耕作する場合の貸借のところのポイントのところですが、1生産緑地を借りる側が、耕作の事業計画を作成し、市に申請、そして、2農業委員会の決定を経て、市が認定する流れとなっています。

認定の基準としてましては、パンフレット右ページの上、事業計画の認定の要件の表のところですが、②から⑥については、農地法と同等の要件、「申請者借り手が、その生産緑地をしっかりと農地として維持し、農業経営を継続していくことができるか」というものとなっています。そして、この法律の独自の要件として、①の都市農業の有する機能の発揮に特に資するものかという点がございます。

都市農業の有する機能の発揮に特に資するという点については、下の表にまとめられているのですが、1のいずれかと、2の両方に該当する必要があります。

1について、イは農作物を地元で販売するというもの、ロは調査研究や研修を実施する、ハは防災協力や減農薬野菜、奨励野菜や伝統野菜の栽培というような内容、2については、農地をきっちりと利用するという内容になっています。

以上の観点で、事業計画の適否を審査していくこととなります。

また、加えて、左側のページの下側ですが、この法律により生産緑地を貸した場合、その生産緑地の所有者が、主たる従事者の年間従事日数の1割以上の日数分、見回りや除草、周辺住民からの相談への対応等に従事することで、貸主も主たる従事者となることが可能となっております。

以上、簡単ではございますが、本制度の説明とさせていただきます。

事務局

それでは、議題であります第38号議案、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の事業計画の決定の件につきまして、ご説明申し上げます。

本件につきましては、箕面市長より都市農地貸借円滑化法に基づく事業計画の認定について諮問がありましたので、同法第4条第3項の規定に基づき委員会の決定を求められたものです。

議案書2ページ、参考資料は7ページからでございます。

申請地は、小野原西 [REDACTED]、地目は台帳・現況ともに田、面積は [REDACTED]
[REDACTED] 平方メートル他3筆、面積の合計は [REDACTED] 平方メートルです。

申請者は、[REDACTED]、[REDACTED] 氏、職業は [REDACTED] です。

所有者は、[REDACTED]、[REDACTED] 氏、設定する利用権の種類は使用貸借権、設定期間は認定の日から令和13年3月31日まで、耕作内容は水稻です。

以上、第38号議案のご説明とさせていただきます。

引き続き、加藤委員より、調査報告をお預かりしておりますので、代読させていただきます。

第38号議案の調査内容をご報告申し上げます。

申請地の場所は、国道171号、[REDACTED] 交差点を [REDACTED] へ約 [REDACTED] メートルほど行ったところにある、[REDACTED] の [REDACTED] 側の農地5筆の内4筆の生産緑地です。

本件は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づき、申請者の [REDACTED] 氏が、所有者である [REDACTED] 氏から生産緑地の使用貸借の権利の設定を受け、耕作事業を行うため、同法律に基づく事業計画を作成し、申請されたものです。

申請者、借り手の [REDACTED] 氏は、[REDACTED] にお住まい、現在、[REDACTED]
[REDACTED] で [REDACTED] 平方メートルほどの農地で水稻をされており、また、茨木市農業委員会から耕作証明も出ていることから、農業者として十分な農業経験があると認められます。

また、トラクターやコンバインなどの農業機械もお持ちで、年間300日程度、耕作に従事することですので、当該生産緑地においても問題はなく農業をされるものと思われます。

なお、事業計画におきましては、大阪府が奨励するヒノヒカリの生産を計画されており、また、所有者の [REDACTED] 氏は、周辺の草刈りや見回り等、一定、事業に従事されることとなっています。

以上より、本件における都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定に基づく、事業計画については、要件を満たしており、決定しても問

事務局	題ないものと考えます。
議長	以上、第38号議案の調査内容報告とさせていただきます。 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。
全委員長	ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、箕面市長あて答申いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
全委員長	異議なし。
全委員長	ご異議がないようでございますので、本件の都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の事業計画の決定の件につきましては、問題ないものとして、箕面市長に答申することに決定いたします
西田委員	次に、日程第6、報告第23号、農地等状況報告の件を議題といたします。
西田委員	本件について、各委員さんからの報告を、別紙資料のとおり事務局でまとめておりますので、ご確認をお願いいたします。
西田委員	なお、担当地区の説明については、特に報告のある委員さんに限らせていただき、会議時間の短縮にご協力ををお願いします。
西田委員	氏の農地栗生間谷東 [REDACTED] は、残っていた半分は除草済みです。前に刈っていた部分が伸び始めているので繁茂する前に除草を指導しました。
北田委員	[REDACTED] 氏の農地栗生間谷東 [REDACTED] は、耕作者 [REDACTED] 氏が半分除草済です。
北田委員	[REDACTED] 氏の農地上止々呂美 [REDACTED] は、雑草繁茂していました。[REDACTED] 氏に除草を指導しました。少しずつ除草するとのことです。
議長	[REDACTED] 氏の農地上止々呂美 [REDACTED] は、雑草繁茂していました。[REDACTED] 氏に除草指導しました。連休明けまでに除草するとのことです。
事務局	他にないようですので、各委員さんの会議時間の短縮にご協力をいただきましたことに感謝いたします
事務局	以上で本日の会議日程は全部終了いたしました。
議長	事務局より何か連絡事項等がございますか。
議長	ないようですので、次回総会の日程について、事務局から説明をお願いします。
議長	令和2年第6回農業委員会総会は、令和2年6月16日(火)午後1時30分。場所は、市役所本館3階、委員会室で行います。
議長	これをもちまして、令和2年第5回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時2分閉会)

上記は、令和2年第5回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名押印する。

議長 阪本喜代治

署名委員 稲垣惠一

署名委員 小路一男